

平成28年度 第7回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

平成28年度第7回江田島市農業委員会議事録

日 時	平成28年10月28日 14時00分	場 所	農村環境改善センター
出席委員	5 前田 榮子 7 島本 俊明 8 小林 秀幸 (職務代理) 9 新本 昌幸 10 清水 正子 13 爲廣 明法 14 小松 巧	15 下田 満 16 中田 光治 18 濱田 末夫 19 峯本 弥生 20 松岡 雄二 21 森本 健太郎 (会長)	
欠席委員	1 村上 浩司 2 小跡 孝廣 3 菊元 久義 4 西中 克弘	6 胡子 勝弘 11 前城 美智男 12 中下 雅敏 17 大段 幸雄	
出席者 総 数	出席委員 13名 欠席委員 8名		
その他 出席者	事務局長 松岡 弘倫 書記 窪田 松枝		
議事録 署名委員	13 爲廣 明法 14 小松 巧		
提出議題	議事 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第26号 非農地証明の申請について 協議事項		

平成28年度第7回江田島市農業委員会総会次第

1 開 会

事務局長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、平成28年度第7回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は、21名中、欠席者数8名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することをご報告いたします。  
それでは、最初に会長がご挨拶を申し上げます。

議長 失礼いたします。今回出席農業委員さん少ないんですが、他の行事と重なったりして、非常に都合の悪い日になったと思うんですけど、本会の総会成立と言うことですので議事の進行を諮って参りたいと思います。本日、提案しました案件につきまして、慎重なる審議をたまわりまして、適正なるご決定を頂きたいと、このように思います。簡単ではございますが、開会に当り一言ご挨拶申しあげます。以上で終わります。

2 議事録署名者の指名について

議長 それでは、議事日程に基づきまして、議事の進行を進めたいと思っておりますけれども、日程第2の議事録署名者の指名でございますけれども、今回の第7回農業委員会総会につきましては、13番の為廣委員と、14番の小松委員を指名させていただきます。なお、書記につきましては、松岡事務局長、窪田書記を指名いたします。

3 諸 報 告

議長 続きまして、日程第3の諸報告でございますが、事務局から何かございますか。

事務局長 いいえ、ありません。

4 議 事

議長 特別、連絡事項も無いということでございますので、さっそく、日程第4の議事に入りたいと思っておりますけれども、議案第23号の農地法第3条の規定によります許可申請につきまして事務局長より説明をしてもらいます。

事務局長 番号1。贈与人、●●●●。住所、安芸郡府中町\_\_\_\_\_。受贈人、▲▲▲▲。住所、大柿町\_\_\_\_\_。所在地、江田島町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、795㎡。所在地、大柿町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇外14筆。地目、台帳及び現況ともに畑11筆。面積、3490.75㎡。地目、台帳、田。

現況、畑2筆。面積、1,411㎡。地目、台帳及び現況ともに田2筆。面積、1,297㎡。

申請理由は贈与で、受贈人は「贈与人の希望により、受贈する。」という案件です。

以上で説明を終わります。

議長 それではこの農地法3条の1号の案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思いますが。

委員 大柿町の小松です。●●さんと▲▲さんは兄弟で、訪ねていったら、申請通り間違い無いと言うことであります。よろしくお願ひします。

議長 他に何かご意見・ご質問ございませんか。

議長 無いようでございますので、この1番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 許可することに全員異議が無いと言うことでございますので、許可といたします。

次、お願ひします。

事務局長 番号2。贈与人、●●●●。住所、広島市\_\_\_\_\_。受贈人、▲▲▲▲。住所、広島市\_\_\_\_\_。所在地、能美町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、245㎡。

申請理由は贈与で、受贈人は「贈与人の希望により、受贈する。」という案件です。

以上で説明を終わります。

議長 それではこの2番の案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思いますが。

委員 能美町を担当しています下田です。

譲渡人の●●さんと譲受人の▲▲さんの関係は、▲▲さんの叔父さん、●●さんが叔父に当ると言うことで、●●さんが自分のお父さんの弟に当る人なんですと言うことでした。\_\_\_\_\_に住んでいるんですけど、実際に農業をやったと回答をいただきました。▲▲さんも引き継いでやっていくものと思われるので、ご審議をお願いしたいと思います。以上です。

議長 はい、この案件につきまして、何かご意見・ご質問ございますか。

無いようでございますので、この2番の案件につきまして、許可することに

異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 許可することに全員異議が無いということでございますので、許可といたします。  
次、お願いします。

事務局長 番号3。譲渡人、●●●●。住所、能美町\_\_\_\_\_。譲受人、▲▲▲▲。住所、能美町\_\_\_\_\_。所在地、能美町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、699 m<sup>2</sup>。  
申請理由は譲渡で、譲受人は「耕作の利便性が高いため、譲り受ける。」という案件です。  
以上で説明を終わります。

議長 はい、それではこの3番の案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思いますが。

委員 能美町の下田です。譲渡人●●さんと譲受人の▲▲さんは、遠い親戚の関係にあるということでありました。この土地は▲▲さんの作っている畑の隣にある土地であります。この●●さんは、10年間ほどずっと放置した状態でした。それを隣りの▲▲さんが、自分の畑の周りに近いことで、草を刈っていたということでした。●●さんは、▲▲さんの方に譲り渡すということで、話を進めているので、よろしく申し上げます。という返事を頂きました。以上でございます。よろしくお願い致します。

議長 それではこの3番の案件につきまして、何か他にご意見・ご質問ございますか。

委員 意見・質問無しの声有り。

議長 無いようでございますので、この3番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 許可することに全員異議が無いということでございますので、許可といたします。  
以上で、3条の審議を終わります。議案第24号の方へ入りたいと思います。事務局長の方から説明をお願いします。

事務局長 番号1。追認の案件です。申請人、●●●●。住所、広島市\_\_\_\_\_。所在地、

沖美町\_\_\_\_\_、地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、墓地。面積、23 m<sup>2</sup>。申請理由は「35年ほど前に、墓を移設したが、仮登記のまま、現在に至った。この度、登記が完了していないことを知り、時効により取得した。時効取得の過程で、農地法の許可が必要であったことを知り、今回、始末書を添付して申請する。」という案件です。

以上で説明を終わります。

議長 はい、それではこの1番の案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思いますが。

委員 沖美町の前田です。この●●さんにお電話を掛けてお伺い致しましたが、今、事務局のご説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長 他に質問・ご意見ございますか。

委員 意見・質問無しの声有り。

議長 無いようでございますので、この1番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いということでございますので、許可といたします。

次をお願いします。

事務局長 番号2。追認の案件です。3条申請にもありましたが、申請人、●●●●。住所、安芸郡府中町\_\_\_\_\_。所在地、大柿町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇外1筆。地目、台帳、畑。現況、庭園。面積、94 m<sup>2</sup>。地目、台帳、畑。現況、宅地。面積、298 m<sup>2</sup>。申請理由は「親の代から住宅があるが、敷地の地目が畑であることが分かった。また、〇〇番〇は、一部を庭として利用しているが、これも地目が畑のままであるため、現況に合わせて分筆を行った。農地法の許可が必要であったことを知り、今回、始末書を添付して申請する。」という案件です。

以上で説明を終わります。

議長 それではこの2番の案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思いますが。

委員 大柿町の小松です。30ページをみてください。あの赤印のところがあります。これも申請通り間違いのないことを確認しております。よろしくお願いいたします。

議長 他にご意見・ご質問ございませんか。

委員 意見・質問無しの声有り。

議長 それでは、この2番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 許可することに全員異議が無いと言うことでございますので、許可といたします。  
次をお願いします。

事務局長 番号3。申請人、持分1/3●●●●。住所、広島市\_\_\_\_\_。持分2/3▲▲▲▲。住所、広島市\_\_\_\_\_。所在地、大柿町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、104 m<sup>2</sup>。申請理由は「駐車場として利用するため」という案件です。3区画を予定しています。  
以上で説明を終わります。

議長 この案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思いますが。

委員 大柿町の小松です。司法書士に確認したのですが、間違いありませんので、よろしくをお願いします。ちなみに●●さんと▲▲さんは姉妹であります。以上です。よろしくをお願いします。

議長 他に何かご意見・ご質問ございますか。

委員 意見・質問無しの声有り。

議長 無いようでございますので、この3番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 許可することに全員異議が無いと言うことでございますので、許可といたします。  
以上で、4条の審議を終えまして、次の議案第25号の農地法5条の審議に入りたいと思いますが、事務局から説明をお願いします。

事務局長 関連した案件ですので、番号1と番号2を一括で説明します。  
番号1。譲渡人、●●●●。住所、大柿町\_\_\_\_\_。譲受人、持分1/3▲▲▲▲。住所、広島市\_\_\_\_\_。持分2/3■ ■ ■ ■。住所、広島市\_\_\_\_\_。所在地、大柿町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、18 m<sup>2</sup>。  
申請理由は交換で、譲受人は「駐車場用地として、譲り受ける。」という案件

です。

番号 2。譲渡人、持分 1/3▲▲▲▲。住所、広島市\_\_\_\_\_。持分 2/3■ ■ ■ ■。住所、広島市\_\_\_\_\_。譲受人、●●●●。住所、大柿町\_\_\_\_\_。所在地、大柿町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、23 m<sup>2</sup>。

申請理由は交換で、譲受人は「駐車場用地として、譲り受ける。」という案件です。

以上で説明を終わります。

議長 1 番と 2 番、交換案件でございまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。

委員 大柿町の小松です。●●さんが一応本家です。▲▲さんと■ ■さんは、姉妹ということですか。お父さんが兄弟で、従妹同士です。これも司法書士に話を聞きました。間違いのないことですので、ご審議をお願い致します。

議長 他に何かご意見・ご質問ございますか。

委員 意見・質問無しの声有り。

議長 ないようでございますので、この 1 番と 2 番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 許可することに全員異議が無いということですので、許可といたします。次をお願いします。

事務局長 番号 3。貸人、●●●●。住所、大柿町\_\_\_\_\_。借人、▲▲▲▲。住所、大柿町\_\_\_\_\_。所在地、大柿町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、396 m<sup>2</sup>。

申請理由は使用貸借で、借人は「駐車場及び庭園用地として、借り受ける。」という案件です。

以上で説明を終わります。

議長 それではこの 3 番の案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思いますが。

委員 大柿町の小松です。41 ページをお開きください。今申請が出ている隣の〇〇番〇がありますね。そこへ今、新築しております。それで駐車場のために、隣の土地もこの 5 条を出して変更をお願いしますということでもあります。よろしくお願い致します。

議長 これは親子ですか。

委員 はい。

議長 この案件につきまして、に何かご意見・ご質問ございますか。

委員 意見・質問無しの声有り。

議長 ないようでございますので、この3番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いと言うことでございますので、許可といたします。  
次をお願いします。

義務局長 番号4。譲渡人、●●●●。住所、広島市\_\_\_\_\_。譲受人、株式会社▲▲▲▲  
▲ 代表取締役 ■■■■。住所、福岡市\_\_\_\_\_。所在地、能美町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、2969㎡。  
申請理由は譲渡で、譲受人は「太陽光発電設備を設置するため、譲り受ける。」という案件です。パネル980枚 発電量 264.6kwです。  
以上で説明を終わります。

議長 それではこの4番の案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたと思います。

委員 能美町の松岡です。●●さんにも、それから株式会社▲▲▲▲の取締役社長で■■さんにも電話で一応確認致しました。●●さんですけども、「自分は市外に出ているので、耕作できない。」夏の土地利用状況調査においても、この土地は約3反あり、非常にいい土地でございまして、遊休農地の判定を付けた土地でございまして。それで、株式会社▲▲▲▲の■■さんには、「太陽光発電設備を付けると言うことで、間違いありませんか」と尋ねると、「1年以内に完成したいと思います」と言うことでした。以上です。よろしくをお願いします。

議長 それではこの4番の案件について、何かご意見・ご質問ございますか。

委員 意見・質問無しの声有り。

議長 無いようでございますので、この4番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 許可することに全員異議が無いと言うことでございますので、許可といたします。  
以上で議案第 25 号の審議を終了致します。  
次の議案第 26 号非農地証明の申請についてお願いします。

事務局長 番号 1。申請人住所、兵庫県伊丹市\_\_\_\_\_。氏名、●●●●。所在地、大柿町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、山林。面積、8.16 m<sup>2</sup>。  
申請理由は、「昭和 60 年頃、農道を整備した時の残地だと思われるが、現在は道路脇の竹林の一部となっている。地目変更のため申請する。」という案件です。  
9 月 28 日に、森本会長以下 5 人の委員と事務局で現地確認を行いました。  
以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明したように、非農地証明の申請がございまして先回の農業委員会の終了後、以下現地確認者一堂が会して、現場を見にいきまして、申請どおり受理しようと言うことに決定した訳でございますが、総会にかけるということになっておりますので、皆さん方のご同意を頂きたいと思えます。申請どおりでいいでしょうか。

委員 異議なしの声有り。

議長 そのように事務処理をさせていただきます。  
以上で議案第 26 号を終わりにして、日程第 5 の協議事項でございますが、事務局の方から何か連絡事項ございますか。

事務局長 いえ。特にはないです。

議長 以上でない無いようでしたら、総会は終了したいと思います。ご苦労さまでした。

総会終了

終了時間 15 時 20 分